

上三川町後援等の名義使用の承認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、公益法人、民間企業、民間団体等又は個人（以下「団体等」という。）が開催する講演会、展示会、競技会その他の事業（以下「事業」という。）に対し、町が行う後援、協賛、共催等（以下「後援等」という。）の名義使用の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援等の種類)

第2条 町がその名義使用を承認する後援等の種類は、次の各号に掲げるものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、団体等の事業により次の各号に掲げるものにより難いときは、協力、推薦等当該事業に応じたものとするができるものとする。

- (1) 後援 団体等が、その目的及び内容が産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他町民の福祉の増進に寄与すると認められる事業を行う場合に、当該団体等の申請に基づき当該事業の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。
- (2) 協賛 団体等が前号に規定する事業のうち、特に町民の生活の向上及び福祉の増進に果たす役割が大きいと認められる事業を行う場合に、当該団体等の申請に基づき物品の支給若しくは貸与又は場所の提供等の支援を行うことをいう。
- (3) 共催 団体等が第1号に規定する事業のうち、公益性から判断して町が主催者の一員として事業の運営に参画する必要があると認められる事業を行う場合に、当該団体等の申請に基づき主催者の一員として、事業の企画又は運営その他の必要な協力を行い、当該主催者と共同して責任の一部を分担することをいう。

(使用承認名義)

第3条 後援等において使用を承認する名義は、「上三川町」とする。

(承認の基準)

第4条 後援等の名義使用の承認は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の目的及び内容が町の産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興その他町民の福祉の増進に寄与すると認められること。
- (2) 広く町民を対象として行われる事業であること。
- (3) 原則として上三川町内が開催地であること。ただし、町民の幅広い参加が期待できる事業又は町のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 団体等の代表者及び構成員が明確で、事業遂行能力があり、かつ、事業執行の責任を果たし得ると認められること。
- (5) 事業を行う会場等の秩序が維持され、並びに参加者の安全及び衛生が十分に確保されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の名義使用の承認を行わない。

- (1) 法令等（法律及び法律に基づく政令その他の命令、条例、規則等をいう。）若しくは公序良俗に反するもの、又は反するおそれがあるもの
- (2) 特定の思想若しくは信条の普及又は宣伝を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な内容を含むもの
- (4) 営利又は商業宣伝を目的とするもの。ただし、当該事業の内容が町の知名度の向上又は産業の振興に寄与するものであると認められるときはこの限りでない。
- (5) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、徴収する目的又は金額が必要最小限の範囲を超え、妥当性を欠くもの

- (6) 参加者等に寄附、援助等を強要するもの
- (7) 会員等の勧誘を目的とするもの
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が後援等の名義使用の承認を行うことが適当でないとするもの
（承認の期間）

第5条 後援等の名義使用の承認の期間は、承認した日から当該事業の終了の日までとし、6か月を限度とする。ただし、事業の性質上、町長がやむを得ないと認めるときは、6か月を限度として承認の期間を延長することができる。

（申請の手続）

第6条 後援等の名義使用の承認を受けようとする団体等は、町の名義を使用する1か月前までに後援等名義使用承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。ただし、当該申請書に記載すべき事項を満たしている場合であれば、当該団体等における申請書により申請することができる。

- (1) 事業の目的及び内容が確認できる書類
- (2) 団体等の規約、会則その他主催者の概要、活動目的及び活動実績が確認できる書類
- (3) 団体等の役員その他事業関係者の住所、役職名等が確認できる書類
- (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、当該事業に係る収支予算書
- (5) パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物に後援名義等の表

示をするときは、その原稿

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、前年度に同様の事業で後援等の名義使用の承認を受けたときは、同項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略させることができるほか、事業の内容により、同項各号に定める書類の添付を省略させることができる。

(審査及び決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請あったときは、速やかにその内容を審査し、後援等の名義使用の承認を行うことが適当と認めるときは、後援等名義使用承認通知書（別記様式第2号）により、後援等の名義使用の承認を行うことが適当でないとき、後援等名義使用不承認通知書（別記様式第3号）により、当該申請のあった団体等に通知するものとする。

- 2 承認に関する事務の主管課は、当該事業に係る事務を分掌している課又は当該団体に最も関係の深い主管課とする。
- 3 承認に関する事務の主管課は、当該申請のあった団体等に通知した写しを総務課へ報告するものとする。
- 4 町長は、後援等の名義使用の承認を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

(変更の届出)

第8条 前条第1項の規定により、後援等の名義使用の承認を受けた団体等は、当該事業の内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 後援等の名義使用の承認を受けた団体等は、当該事業の終了後、速やかに後援等名義使用実績報告書（別記様式第4号。以下「報告書」という。）により、事業の実施状況を町長に報告しなけ

ればならない。ただし、当該報告書に記載すべき事項を満たしている場合であれば、当該団体等における報告書により報告することができる。

- 2 前項の場合において、入場料、参加料その他の費用を徴収したときは、当該事業に係る収支決算書を添付しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 町長は、後援等の名義使用の承認をした団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の名義使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽その他不正な事実が判明したとき。
- (2) 第4条第1項の規定に該当しない事実が判明したとき、又は同条第2項各号のいずれかの規定に該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後援等の名義使用にふさわしくない行為があったと認められるとき。

- 2 町長は、前項の規定により後援等の名義使用の承認を取り消したときは、後援名義等使用承認取消通知書（別記様式第5号）により当該団体等に通知するものとする。

(費用負担及び賠償責任)

第11条 町は、後援等の名義使用の承認をした事業の実施に伴う経費等の負担は行わない。ただし、町が共催の名義使用の承認をする場合において、当該事業の実施に係る予算の定めがあるときはこの限りでない。

- 2 町は、前条の規定による後援等の名義使用の承認の取消しに伴い、当該団体等に損失又は損害が生じることがあっても、その責めを負わない。
- 3 団体等は、故意又は過失により、町から借用した物品、施設等に損害を与えたときは、それによって生じた損害を賠償しなければな

らない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(適用)

第12条 町長以外の町の執行機関における後援等の名義使用の承認については、この規定を適用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。